

枚方市立総合スポーツセンター指定候補者選定結果について

枚方市立総合スポーツセンター指定候補者の選定について、枚方市立総合スポーツセンター指定管理者選定委員会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記の通り指定候補者を選定しました。

今回選定した指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を12月の市議会へ提出する予定です。なお、期間は平成21年4月1日から5年間で、枚方市と締結する協定に基づき当該施設の管理運営を行います。

記

1. 枚方市立総合スポーツセンター指定管理者選定委員会

会長	本多重夫	弁護士
副会長	大森布実子	税理士
委員	赤松喜久	大阪教育大学教育学部教授
委員	井谷恵子	京都教育大学教育学部体育学科教授
委員	井原基次	理事兼企画財政部長
委員	岸弘克	市長公室長

2. 指定候補者となる団体

所在地	枚方市渚西3丁目26番10号
団体名称	財団法人 枚方体育協会
代表者の氏名	会長 佐野修

3. 指定管理期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日(5年間)

4. 選定の経過

平成20年 8月 4日	枚方市立総合スポーツセンター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準について審議
平成20年 9月26日	第2回指定管理者選定委員会開催 応募状況等について プレゼンテーション実施方法について審議
平成20年10月 7日	第3回指定管理者選定委員会開催 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議 枚方市立総合スポーツセンター指定管理者選定委員会からの答申
平成20年10月21日	指定候補者の選定

5. 選定の概要について

枚方市立総合スポーツセンターの指定候補者選定するために、「枚方市立総合スポーツセンター指定管理者選定委員会」に諮問した。

募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、平成20年9月11日から19日までの間、公募を行った。申請団体は1団体であった。

【選定委員会での審査概要】

同選定委員会では、申請団体が申請要件を満たしていることの確認を行った後に、申請団体から提出された事業計画書に、市が求める要求事項の項目が設けられているかの確認がなされた。

その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準等の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせた総合評価を行った。

その結果、財団法人 枚方体育協会を指定候補者として選定する旨の答申が提出された。
(評価方法)

評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それを合算する総合評価方式で行った。内容審査は、600点満点(委員1人につき100点を持ち点)とし、指定管理料の額は最低金額を400点満点とし、これらの合計1,000点満点で評価を行った。

上記、選定委員会の答申に基づき、同年10月21日に指定候補者を選定した。

6. 参考(指定管理料の額)

年 度	指定管理料の額
平成 21 年度	51,345,000 円
平成 22 年度	51,334,000 円
平成 23 年度	51,523,000 円
平成 24 年度	51,479,000 円
平成 25 年度	51,465,000 円
合 計	257,146,000 円

評価結果 (枚方市立総合スポーツセンター)

事業計画に関する内容審査

要求事項	配点ウエイト	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	10%	50.40
経営方針 ・経営体制及び団体運営方針の説明がなされているか ・本事業実施に当たって必要最低限の経営体制が確保されているか ・申請時において3年以上、団体として体育館の管理運営事業の実績があるか	7%	35.70
指定管理者の指定申請理由 ・申請した理由、申請者の方針等が明確に示されているか	3%	14.70
2. 施設の経営方針に関する事項	50%	219.50
施設の現状に対する考え方及び将来展望 ・施設の設置目的等を踏まえた現状認識や管理運営事業の基本的な考え方及び将来展望が示されているか	10%	36.00
施設運営に関する計画 ア) 利用者への対応等サービス向上に関する計画 ・明確かつ適正な方針が示されているとともに効果的な提案がなされているか ・市民の平等使用を確保するための基本方針が示されているか ・サービスの向上を図るための具体的な方法が示されているか	15%	67.50
イ) 施設の使用の向上に関する計画 ・明確かつ適正な方針が示されているとともに効果的な提案がなされているか ・使用状況に合わせ、施設を活用した事業運営に関する計画が提案されているか ・利用者の増加を図るための具体的な手法が提案されているか	15%	78.00
ウ) 管理経費に関する計画 ・各維持管理業務についての業務内容について提案されているか ・予防保全の考え方に基づいた修繕計画に関して提案されているか ・管理経費の削減に対する計画や効率的な管理運営について具体的な提案がなされているか	10%	38.00
3. 施設の管理等に関する事項	15%	61.00
職員配置に関する計画 ・職員配置でのローテーション及び業務分担など計画内容が提案できているか ・職員の指導育成・研修対策の方策が示されているか ・公正採用への対応が提案されているか ・障害者雇用への配慮がなされているか ・労働関係法令を遵守した勤務時間・勤務体制が示されているか ・男女共同参画に関する取り組みについて具体的な内容が提案されているか	10%	42.00
施設の維持・管理に関する計画 ・各維持管理業務についての業務内容は適切に提案されているか ・施設・設備の修繕計画が提案されているか	5%	19.00
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	10%	49.00
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項 ・本市条例・規則等を遵守し、適切な情報保護体制がとれているか		
5. 緊急時における対策に関する事項	10%	38.00
緊急時における対策に関する事項 ・緊急時の計画が適切に記載されているか ・リスク分担の記載がなされているか		
6. その他	5%	16.50
その他 ・防犯に関する計画が示されているか ・防災に関する計画が示されているか ・環境保全に関する取り組みが提案されているか		
得点合計(A) 全委員の配点合計(600点満点)	100%	434.40

指定管理料の額 配点400点(最低金額を400点とする)

項 目	
提案された指定管理料(単位:円)	257,146,000
指定管理料の得点(B) 【 $400 - 400 \times (\text{提案額} - \text{最低金額}) / \text{最低金額}$ 】 (400点満点)	400.00

総合評価

項 目	
総合評価点(A + B)	834.40
総合評価の順位	1